

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	防災行政無線の再整備について	防 災 対 策 課
2	災害関連死を防ぐための広域避難所の 環境整備について	
3	粗大ごみ処理施設の復旧について	環 境 事 業 セ ン タ ー

令和 7 年 9 月 3 0 日

防災行政無線の再整備について

1 非常時通信システム基本計画

令和4年8月に策定した「小田原市非常時通信システム基本計画」では、経年により老朽化した防災行政無線設備について、スマートフォン等のデジタルデバイスの普及や将来の技術的動向を踏まえ、津波災害警戒区域である沿岸部を除いて屋外拡声子局を廃止するとともに、防災メール、SNS及び防災アプリを活用した情報伝達を推進することとした。

一方で、デジタル技術を活用した新たな情報伝達手段への移行が思いのほか進展せず、従来の防災行政無線への依存度が低下しなかった場合、防災行政無線再整備に関する別の対応策を検討する必要があるともしていた。

2 防災行政無線の必要性の再確認

令和6年6月に、市民の災害情報の入手手段に係る防災行政無線への依存度を把握するための調査を実施したところ、防災行政無線について「とても役に立っている」「どちらかというと役に立っている」と回答した人を合計した割合は49%であり、依存度は想定していたほど下がっていない状況であった。

また、近年の防災行政無線の活用事例として、令和6年8月8日に南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表された際に、注意喚起の放送を行うとともに、令和7年7月30日に津波警報が発表された際には、避難指示の発令及び解除や、海岸から離れるようにという注意喚起の放送を行うなど、改めて必要な設備であると認識した。

3 今後の防災行政無線の再整備方針

防災行政無線への依存度が想定したほど低下していない状況や、近年の防災行政無線の活用状況を踏まえると、災害発生時の被害を抑制するためには、市内全域に対して、防災行政無線、防災メール、SNS、防災アプリなど、多様な情報伝達手段を確保し、市民等が確実に情報を受け取れるようにすることが必要である。

このため、現時点では防災アプリ等による防災情報の入手要領の啓発・普及を進めるとともに、防災行政無線の市内全域への配置を維持する必要があると判断し、津波災害警戒区域である沿岸部を除いて屋外拡声子局を廃止する再配置案を見直すこととした。

(参考) 災害情報の入手手段等にかかる調査結果 (抜粋)

調査概要

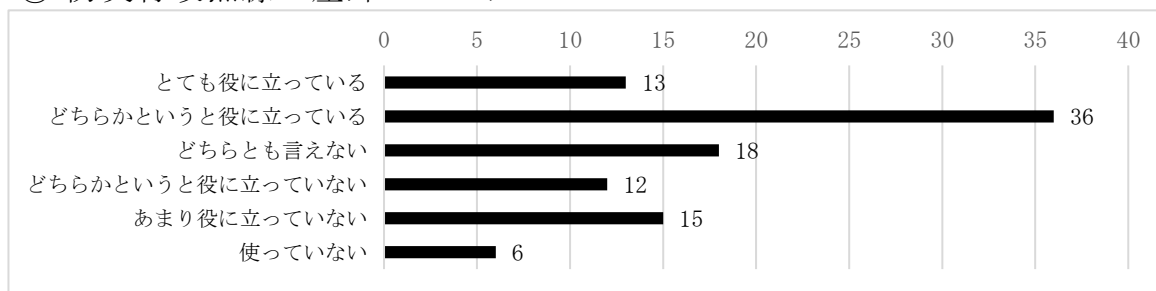
期間：令和6年6月27日～7月29日

対象：市民3,000人(無作為抽出)

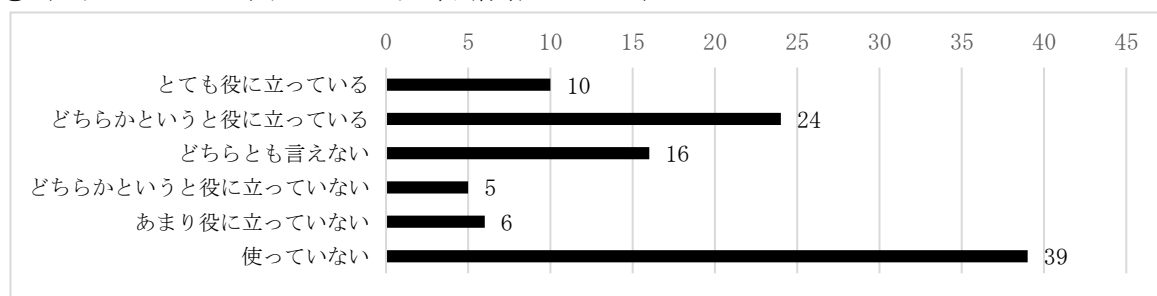
回答者数：1,123人

① 防災行政無線・屋外スピーカー

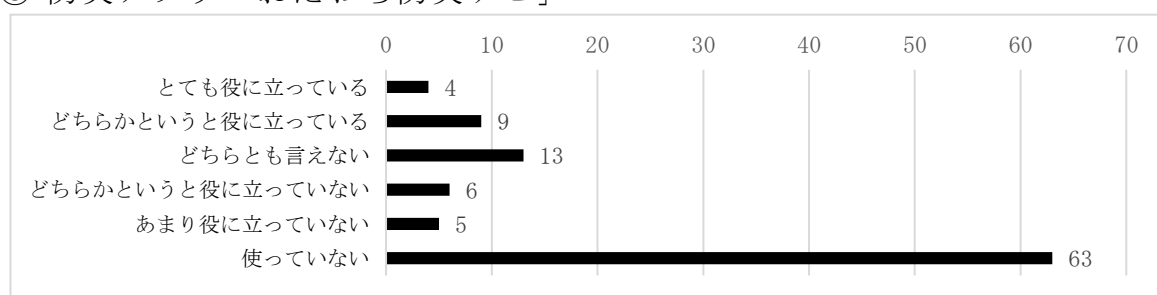
(%)



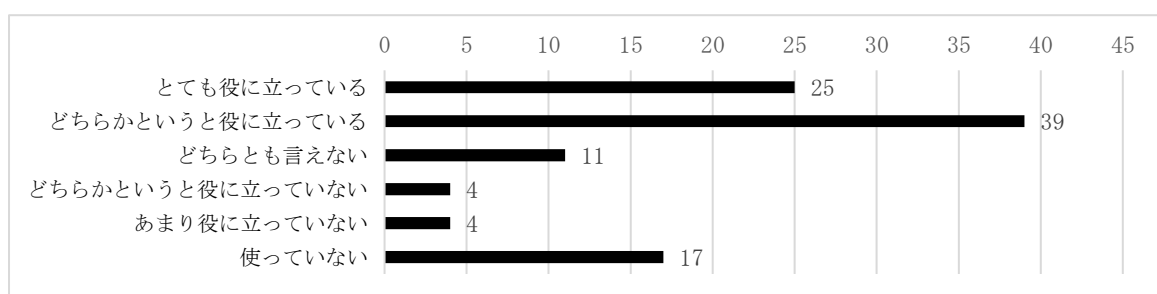
② 防災メール（市からの災害情報メール） (％)



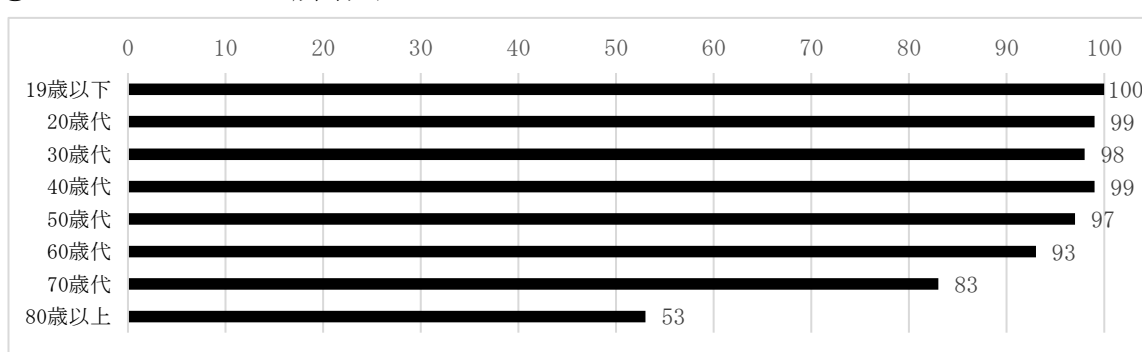
③ 防災アプリ「おだわら防災ナビ」 (％)



④ 緊急速報メール（エリアメールなど） (％)



⑤ スマートフォン所有率 (％)



災害関連死を防ぐための広域避難所の環境整備について

1 広域避難所の環境整備の基本的な考え方

(1) 本市のこれまでの取組

本市では、東日本大震災や熊本地震から得られた教訓や、南海トラフ地震などへの地震対策に係る国の動向を踏まえ、被災者の生命と生活環境を確保することを目的とし、災害時の被災者支援に必要な食料、生活必需品及び応急対策・救出救助資機材などの整備を進めてきた。

(2) 能登半島地震の教訓

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、地震災害による直接的な死因ではなく、避難生活の疲労やストレス、疾病の悪化など、災害の間接的な影響で死亡する災害関連死が300人を超え、地震被害による直接死を大きく上回っている。

このため、国からも防災基本計画の中で、建物の倒壊や火災、津波による直接死を防ぐ対策に加え、避難所生活での身体的疲労やストレス軽減及び衛生環境や栄養摂取の改善により、災害関連死を防ぐ取組も重要であることが、改めて指摘された。

(3) 本市の避難所整備方針

能登半島地震の教訓から、被災者の健康を守り災害関連死を防ぐため、衛生的なトイレや温かい食事、床との距離を空け感染症への罹患防止にも役立つベッドは、必要不可欠とされており、近年では、災害発生から最初の48時間で、被災者の生活の質を維持する避難所環境を整備するための、「TKB48」という考え方が非常に重視されている。

国の避難所運営に係るガイドラインの中でも、被災者が人間らしい生活を送ることができ、避難所において避難者の健康が維持されることを目標にその質の向上を目指すものとしている。

以上のことから、本市においても、今後の避難所整備の方針については、災害関連死を防ぐため、避難者に対して、衛生的なトイレ、食事、床から距離を取れる簡易ベッドの必要数確保等により、避難所環境の改善に取り組んでいくこととする。

2 本市の目指す避難所環境のあり方

(1) トイレ

ア 避難所避難者と、断水により自宅等のトイレが使用できない避難所外避難者

のための災害時用トイレを確保する。

イ 広域避難所 1 次及び 2 次施設のそれぞれに、マンホールトイレ、自動ラップ式トイレ、携帯トイレなど、複数の種類の災害用トイレを配置する。

ウ 配置にあたっては、国のガイドラインが示す「短期的には 50 人に 1 基、中長期的には 20 人に 1 基」という基準に沿ったトイレ環境を確保できるよう、各種トイレを活用し整備する。

【イメージ】



下水道本管直結型マンホールトイレ



自動ラップ式トイレ



施設トイレを活用した携帯トイレ

(2) 食事

ア 避難所避難者及び避難所外避難者において、1 人につき 9 食（3 食×3 日）をアルファ化米やレトルト食品等を用意する。また、温かい料理も提供できるよう、炊き出し器を活用するとともに、学校給食施設の活用についても今後検討を進める。

(3) ベッド・毛布・パーティション

ア 雑魚寝による避難生活を解消するため、避難所避難者 1 人に対し簡易ベッド 1 台と毛布 1 枚を確保する。

イ 避難所避難者のプライバシーを確保し、就寝環境を改善するため、パーティションを確保する。(1張2人収容を想定)

【イメージ】

【雑魚寝による避難所生活】



【ベッド・パーティションによる避難所生活】



(4)施設面積からみた収容可能人数

これまで、避難所の延べ床面積に対して1人あたり3.3㎡を割り当てて収容可能人数を算出してきたが、避難所における生活環境の向上を目指す観点から、広域避難所となる小学校・中学校のレイアウト図をもとに収容可能場所を選定した上で、パーティションとベッドを配置し、かつ1mの通路を確保した際の収容人数を次のとおり算出した。

なお、算出にあたっては、パーティション1張に2台のベッドを設置し、1張あたり2人収容するものとした。

広域避難所 1 次施設				広域避難所 2 次施設	
施 設	収容人数	施 設	収容人数	施 設	収容人数
三の丸小学校	650 人	下府中小学校	620 人	矢作小学校	550 人
新玉小学校	500 人	千代小学校	550 人	足柄小学校	600 人
芦子小学校	680 人	下曾我小学校	580 人	城山中学校	670 人
大窪小学校	590 人	国府津小学校	630 人	白鷗中学校	480 人
早川小学校	520 人	酒匂小学校	610 人	城南中学校	380 人
山王小学校	410 人	曾我小学校	370 人	泉中学校	740 人
久野小学校	460 人	前羽小学校	570 人	城北中学校	690 人
富水小学校	730 人	下中小学校	570 人	千代中学校	700 人
町田小学校	520 人	豊川小学校	540 人	国府津中学校	550 人
桜井小学校	610 人	富士見小学校	570 人	酒匂中学校	810 人
片浦小学校	330 人	鴨宮中学校	600 人	橘中学校	610 人
東富水小学校	580 人	白山中学校	750 人	2 次 合 計	6,780 人
報徳小学校	360 人	1 次 合 計	13,900 人	1・2 次合計	20,680 人

3 災害時備蓄計画及び災害時トイレ確保計画の改訂

(1)改訂理由

ア 避難所整備方針の反映

	改訂後	改訂前
トイレ	短 期 的：50 人に 1 基 中長期的：20 人に 1 基	75 人に 1 基
食事	※変更なし	9 食（3 食×3 日）
ベッド	すべての避難所避難者	要支援者、要配慮者を対象

パーティション	すべての避難所避難者	要支援者、要配慮者を対象
毛布	※変更なし	すべての避難所避難者

イ 令和7年3月発表の神奈川県地震被害想定調査結果の反映

(ア) 災害時備蓄計画及び災害時トイレ確保計画については、県地震被害想定調査結果で示される県西部地震を想定地震に設定して作成している。

(イ) 令和7年3月、10年ぶりに新たな調査結果が発表されたことから、これを反映する。

【参考：神奈川県地震被害想定調査結果】

			平成27年	令和7年	増 減
県西部地震 ※想定地震	避難所避難者	1日後	24,870人	15,270人	▲9,600人
		1か月後	7,630人	2,540人	▲5,090人
	避難所外避難者	1日後	16,470人	10,150人	▲6,320人
		1か月後	17,810人	5,920人	▲11,890人
	計	1日後	41,340人	25,420人	▲15,920人
		1か月後	25,440人	8,460人	▲16,980人
大正型 関東地震	避難所避難者	1日後	70,040人	43,690人	▲26,350人
		1か月後	26,430人	9,400人	▲17,030人
	避難所外避難者	1日後	46,420人	29,040人	▲17,380人
		1か月後	61,670人	21,930人	▲39,740人
	計	1日後	116,460人	72,730人	▲43,730人
		1か月後	88,100人	31,330人	▲56,770人

(2) 災害時トイレ確保計画の改訂（案）

ア 耐震改修済みの施設トイレ（広域避難所の小中学校）の便座を、携帯トイレ（便袋）のプラットフォームとして活用する。

イ これまで備蓄していた仮設トイレ（和式）は有効基数に含まない。

【使用するトイレ種別】

	改訂後			改訂前		
	1～3日 1基/ 50人	4～7日 1基/ 50人	30日～ ※1 1基/ 20人	1～3日 1基/ 75人	4～7日 1基/ 75人	20日～ 1基/ 75人
1日当たり トイレ必要 人数（基数）	46,100人 (922基)	40,800人 (816基)	8,500人 425基)	47,807人 (640基)	32,458人 (430基)	21,000人 (280基)
マンホール トイレ	○	○	○	280基	280基	280基
仮設トイレ (和式)	—	—	—	150基	150基	—
仮設トイレ (洋式) ※2	—	○	○	—	—	—
自動ラップ式 トイレ	○	○	○	—	—	—
携帯トイレ (施設トイレ 活用) ※3	○	○	—	210基	—	—

※1 中長期の基準として、これまでの「20日以降」から、断水の復旧が見込まれる発災後28日目を考慮して、発災後ひと月（30日）以降とする

※2 仮設トイレ（洋式）…過去の事例から、救援物資として発災後4日目以降に国のプッシュ型支援などにより支援が見込まれるため、4日目以降、トイレ必要数に応じて順次配置する。

※3 施設トイレ：広域避難所1次施設1,088基＋2次施設442基（市有施設のみ）＝1,530基の半数程度は発災直後でも、携帯トイレ用の便座として使用可能だと見込む。

※4 避難所環境改善のため、必要トイレ基数が増加したことから、現在各トイレの必要基数の精査を進めている。

(3) 災害時備蓄計画の改訂（案）

項 目	品 目	計画数量 (改訂後)	計画数量 (改訂前)
食料	①食料 ②乳児用ミルク (アレルギー対応を含む)	227,410 食 4800	369,830 食 7500
生活必需品	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ ⑧自動ラップ式トイレ 消耗品 ⑨トイレットペーパー ⑩ほ乳瓶	15,270 枚 3,050 枚 10,990 枚 17,510 枚 ※トイレ確保 計画に基づく ※トイレ確保 計画に基づく ※トイレ確保 計画に基づく 2,400 個	24,870 枚 4,960 枚 17,860 枚 28,470 枚 236,250 枚 — 14,580 巻 3,750 個
飲料水	⑪保存水 (ペットボトル 500ml)	25,420 本	41,340 本
生活環境向上の ための資機材	⑫簡易ベッド ⑬避難所用パーティション	15,270 台 8,000 張	430 台 610 張
災害関連死対策 用資機材	⑭災害用ウェットティッシュ	25,420 セット	—

(4) 災害時トイレ確保計画及び災害時備蓄計画の改訂スケジュール

業務内容	令和 7 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
改訂方針検討	→											
総務常任委員会報告 (改訂方針)						●						
改訂作業						→						
地域防災計画案 への反映							→					
総務常任委員会報告 (地域防災計画案)									●			

粗大ごみ処理施設の復旧について

1 目 的

令和7年（2025年）9月12日（金）に発生した火災により、稼働停止しているリサイクルセンターの大型ごみや燃せないごみを破碎・選別する粗大ごみ処理施設内のアルミ選別機等の復旧を行う。

2 復旧概要

(1) 応急復旧工事

（ゴムベルト、ローラー、センサー類、火災報知器等）

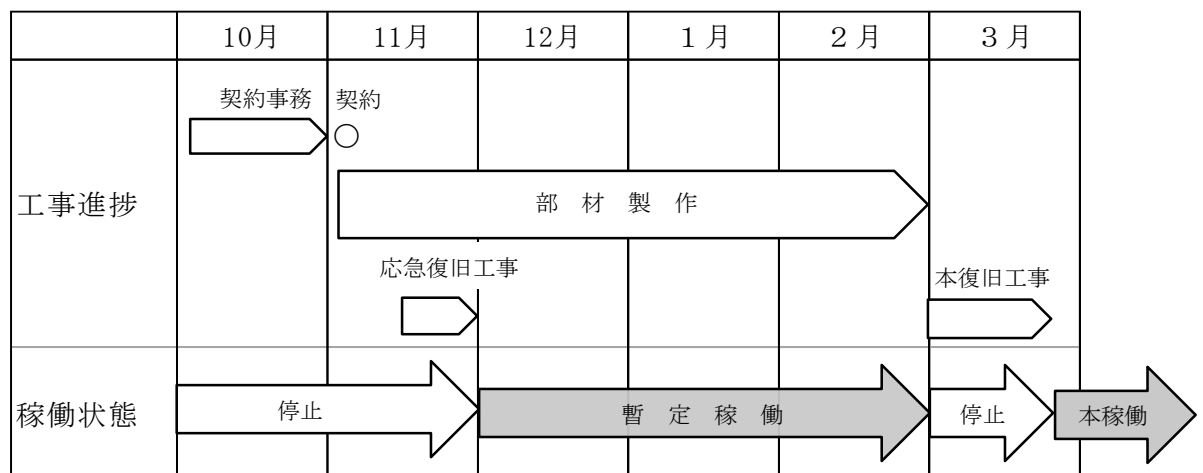
(2) 本復旧工事

選別設備（モーター、アルミ選別機等）

電気設備（照明、監視カメラ等）

電動シャッター（シャッター、巻上モーター等）

(3) 想定スケジュール



3 復旧箇所図

